

## 主 文

労働基準監督署長が、平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は、これらをいずれも取り消す。

## 理 由

### 第1 再審査請求の趣旨及び経過

#### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

#### 2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A工務店の事業主であるが、昭和〇年〇月頃から、Bに所在する労働保険事務組合に労働保険事務を委託し、労働者災害補償保険法第34条の規定に基づく中小事業主等の特別加入者（以下「特別加入者」という。）として労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に特別加入していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、C所在のD整形外科の建物の屋上で防水工事に従事していたが、翌〇日の朝、同整形外科の建物の屋上で死亡しているところを発見された。死体検案書によると、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日午後〇時頃（推定）、直接死因：虚血性心疾患（推定）」とされている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、被災者の死亡について、長時間労働や仕事上のストレスにより死亡したものではなく、業務中の暑熱作業が原因で死亡したものであると主張している。

(2) 被災者の就労状況についてみると、以下のとおりである。

ア 被災者は、主に大工、塗装、電気、水道の工事を請け負う特別加入者であるが、本件においては、労災保険特別加入申請書が保存されておらず、現在常用労働者もいないことから、所定労働時間や所定休日が不明であり、その就労実態も明らかではない。

イ しかしながら、所定労働時間に関し、以前に被災者と同一現場で作業を行ったことのある関係者の申述をみると、Eは「午前〇時から午後〇時まで」と、Fは「午前〇時〇分から午後〇時まで」と、GとHは「午前〇時から午後〇時まで」と、それぞれ述べていることから、本件防水工事の所定労働時間も、おおむね午前〇時から午後〇時までであったことは事実と認められる。

ウ そうすると、被災者が死亡した時刻とされている平成〇年〇月〇日午後〇時頃（推定）には、特別加入者としての業務を行っていたものと推認され、業務遂行性が認められることから、労災保険給付の対象となり得るものと判断する。

(3) 被災者の死亡当日の作業内容や作業場所の状況等についてみると、以下のと

おりである。

ア 請求人は、被災者の作業内容について、屋上防水工事を1人で行っていたが、同工事の内容は、主にローラーで塗料を塗っていく作業であった旨述べている。また、Eは、被災者の服装について、襟のついた半袖のポロシャツ、長ズボンのGパン、麦わら帽子を警察署で確認した旨述べ、Iも、半袖Tシャツ、長ズボン、作業靴を着用し、顔付近に麦わら帽子があった旨述べている。

なお、請求人は、警察で被災者と対面したとき、顔は火ぶくれのようになっていた旨述べている。

イ J医師は、「午後〇時頃、屋上で何か作業をしている音を室内で聞いたので、被災者が来て作業をしているのだと思った。」、「病院の屋上は特に日差しを遮るものがないので、日差しがかなり強く、かなり熱い。屋上の一部が銀色になっている部分があり、かなり反射もして、照り返しの暑さもある。」旨述べている。

ウ 労働基準監督署職員作成の調査記録には、「周辺に高い建物がなく、日当たりが強い。屋上に塗っている塗料が白系のため、日光の反射を強く感じる。」と記載されている。

エ 当日の気象データによれば、天候は晴れで、風も弱く、最高気温が37.5℃（午後〇時）であった。また、WBGTは32.1℃であったとされている。

オ これらの申述等からすると、水分の補給状況や休息の回数などが不明であるものの、当審査会としては、作業場所の状況や気象状況からみて、被災者は、死亡当日、著しく暑熱な場所において業務に従事していたものと推認することが相当であると判断する。

(4) 被災者に発症した疾病や症状に関する医学的意見についてみると、以下のとおりである。

ア K医師は、平成〇年〇月〇日付け死体検案書、同年〇月〇日付け意見書及び平成〇年〇月〇日付け意見書において、「死亡原因を虚血性心疾患(推定)」であるとし、死体検案時に、心筋トロポニンTを検出する検査で、心筋傷害の存在を示唆する陽性所見を確認した旨の意見を述べ、一方、「容易に脱水症となるであろう事は想像に難くはないと考える。」と意見を述べているものの、

熱中症の所見は「不明」であるとしている。

イ これに対し、L医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書及び平成〇年〇月〇日当審査会受付の意見書において、「作業場所の写真を見る限り、被災者は熱中症発症リスクが高い環境下で作業に従事していたとすることができるから、熱中症が最も疑われる状況下において、虚血性心疾患ではなく、熱中症を想定することが極めて自然な論理である。」、「剖検されているわけではないから、熱中症と断定できるわけではないが、一定の根拠をもって推定できる死因としては、熱中症と考えるのが最も適切である。」、「心筋トロポニンTは、死後測定であれば、死因によらず検出され得るから、トロップT検査陽性という結果は何ら熱中症を否定するものではない。」旨述べている。

ウ なお、M医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、現時点での死因の推定は困難である旨の意見を述べている。

エ これらの医学的意見からすると、「虚血性心疾患」又は「熱中症」のいずれについても、その可能性が示唆されているものの、被災者がいずれの疾病に患っていたか医学的に確定診断されているわけではない。

そこで、当審査会は、被災者の死亡に至る医学的経過について再度検討する必要があるものと判断し、N医師に被災者の死亡原因に係る鑑定意見を依頼したところ、同医師は、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、「熱中症による中枢神経症状、つまり重症の熱中症が、作業を続けていた屋上で生じ、現場には被災者しかいなかったことにより、意識障害に陥った状態でそのまま放置されて死亡したとすることがより妥当な経過であると考え。」との意見を述べた上で、「被災者の死亡原因は重症の熱中症であったと考えることが最も合理的である。」との意見を述べている。

オ 当審査会としては、被災者は、著しく暑熱な場所における夏季の屋外業務により死亡するに至っており、〇年くらい前に糖尿病と診断され、毎日糖尿病の薬を服用していたものの、最近の健康診断結果をみても特段の指摘もなく、他に確たる原因疾患も認められないことから、N医師の意見にあるように、作業中に熱中症を発症し、意識障害に陥った状態で長時間放置された結果、死亡するに至ったものと考えるのが、医学的にみて最も合理的であると判断する。

(5) 以上からすると、被災者は、夏季の著しく暑熱な場所における屋外業務によ

り熱中症を発症し、死亡するに至ったものと認められるところ、当該熱中症は、労働基準法施行規則別表第1の2第2号8に該当するから、業務上の疾病であると認められ、当該疾病を原因とする被災者の死亡は業務上の事由によるものであると判断する。

- 3 以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は失当であって、取消しを免れない。

よって主文のおり裁決する。